

「特別定額給付金」のご案内

「井手町生活応援給付金」

給付額はお一人
国から特別定額給付金 10 万円
+
井手町から生活応援給付金 2 万円 です

特別定額給付金を申請いただきますと、国からの全国一律となる給付対象者 1 人につき 10 万円（世帯の合計金額は添付の特別定額給付金申請書に記載のとおり）が給付されます。

井手町では、さらに独自の生活応援給付金として、給付対象者 1 人につき 2 万円を上乗せ給付いたします。（ただし特別定額給付金申請書受付時点で井手町から転出されている方は除きます）

※井手町生活応援給付金として、別途申請していただく必要はありません。

- 1. 給付対象** 令和 2 年 4 月 27 日時点において、井手町の住民基本台帳に記録されている方全員を対象に、その方が属する**世帯主の方**に一括給付されます。
- 2. 受付期間** 令和 2 年 5 月 11 日（月）～8 月 11 日（火） 当日消印有効
- 3. 申請方法** 同封の特別定額給付金申請書に必要事項をご記入の上、添付書類とともに同封の封筒にて期限内に郵送、またはマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル（<https://myna.go.jp>）からオンラインでの申請をお願いいたします。
- 4. 申請書類** ①**特別定額給付金申請書**（同封させていただいた水色の用紙）
②添付書類
 - ・本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）
 - ・指定した口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し。ただし、水道料金・住民税の引落、児童手当の給付に使用している受給権者名義の口座を希望される場合は不要です。
- 5. 給付方法** 「3密」を避けるため、**原則、口座振り込みとなります。**ただし、金融機関の口座がない方は、受付後、改めて給付日等をご案内します。
- 6. お問い合わせ** **井手町特別定額給付金担当**（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
井手町役場 企画財政課 電話：0774-82-6162
井手町役場 地域創生推進室 電話：0774-82-6170
※「3密」を避けるため、来庁による申請はお控えください